# 一般廃棄物処理基本計画

平成18年4月

並 崎 市

# **当**

## 第1章 基本方針

第1節 基本理念

第2節 基本方針と目標年次

## 第2章 地域の概要

第1節 地理的、地形的特性

第2節 人口動態・分布

1. 人口及び世帯数の動態

第3節 市街地、集落等の動向

- 1. 市街地の状況
- 2. 都市計画区域の状況

第4節 土地利用の状況

第5節 市の将来計画

- 1. 市の発展の方向
- 2. 将来人口

第6節 水質保全に関する状況等(公共水域の状況)

- 1. 公共水域測定結果
- 2. 川調查項目
- 3. 環境基準

## 第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

- 1. 基本理念、目標
- 2. 基本方針

第2節 目標年次

第3節 ごみの排出状況と将来

1. ごみ処理の現況

## 第1章 基本方針

## 第1節 基本理念

ごみ処理は、ごみを生活圏から速やかに排除し、安定化・無害化することを目的とするもので、住民の日常生活に深いつながりをもち、快適な生活環境を保全するうえで最も基本的な役割を担っているものである。

ごみ処理を取り巻く状況は近年、大量生産・大量消費・処理困難物・有害物等が大量に排出されるようになり、焼却・埋立といった従来型の処理方法では安全で安定した処理が困難で、ごみ処理もこれに対応した転換を迫られている。

一方、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境問題が大きく取り あげられ、地球にやさしい暮らし、環境保全を考えた地域づくりの推進、大量消費、使 い捨て文化の見直しが求められている。

そこで「使い捨て社会」を脱却し、「循環型社会」の構築をするとともに新たに市・ 住民・事業者が一体となって、ごみの資源化・減量化・適正処理・処分を推進し、健全 な地域及び生活環境を保全していくことを基本理念とする。

## 第2節 基本方針と目標年次

多様化する一般廃棄物の処理において、衛生的・効率的な処理、処理体系を維持し、 円滑な清掃行政を運営するために、次の 6 項目を基本方針とする。

- ① ごみの減量化・リサイクルの推進
- ② 収集運搬体制の整備
- ③ ごみ処理施設の整備
- ④ 最終処分場の確保
- ⑤ 住民及び事業者との協力体制の確立
- ⑥ ごみの減量化・資源化を推進する組織の整備

本市の一般廃棄物処理基本計画のおける目標年次は平成22年度とし、おおむね5年ごとに、また社会情勢と諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとする。

# 第2章 地域の概要

#### 第1節 地理的、地形的特性

韮崎市は、山梨県の北西部にあって、県都甲府市から北西にほぼ 12 kmのところに位置する山岳盆地である。東は甲斐市、西及び南は南アルプス市、そして北は北社市に接している。

市域の東には茅ヶ岳が、西には南アルプスが聳えていて、東西二方を山岳に囲まれ、南北の二面が開けた地形になっている。東、西、北の山岳地帯を源とした無数の大小河

川が釜無川と塩川に注いでいる。釜無川及び塩川の流域には沃野が開けていて、これを 二分して七里岩が走っている。

地勢は、全体的に山岳、山麓地、丘陵台地などからなっていて、複雑な様相を呈している。地質は、市の東部に堆積物台地、西部及び中央台地に御坂層、花崗岩と大きく分けられている。

市は、東西約 15.5 km、南北約 13 kmで、その総面積は 143.73 kmである。これは、県面積の 3.2%にあたる。

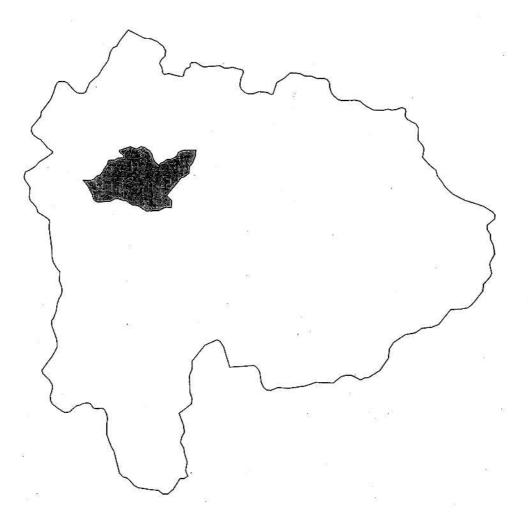


図2-1-1 韮崎市の位置図

## 第2節 人口動態・分布

## 1. 人口及び世帯数の動態

市の人口は、高速交通体系の整備や産業基盤の整備、企業誘致や住宅供給の促進によって順調に増加してきたが、社会情勢の変化により厳しい経済状況が続いており、今後は人口増加が鈍るものと予測される。

世帯数は増加し、少子化や核家族化がより一層進み、一世帯あたりの世帯員数は更に減少することが予測される。

	人			世帯数	
	人口	伸び率	世帯数	伸び率	世帯員数
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(人)
平成 6年	31,588		10280		3.07
平成 7年	31,769	0.57	10,454	1.69	3.04
平成 8年	32,071	0.95	10,710	2.45	2.99
平成 9年	32,397	1.02	10,912	1.89	2.97
平成10年	32,740	1.06	11,124	1.94	2.94
平成11年	32,935	0.6	11,350	2.03	2.9
平成12年	33,110	0.53	11,527	1.56	2.87
平成13年	33,040	-0.21	11,606	0.69	2.85
平成14年	33,038	-0.01	11,763	1.35	2.81
平成15年	33,240	0.61	11,927	1.39	2.79
平成16年	33,132	-0.32	12,027	0.84	2.75

表2-2-1 人口及び世帯数の推移

(資料:住民基本台帳)

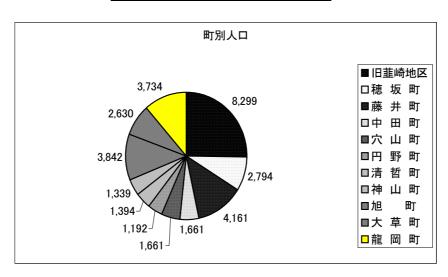
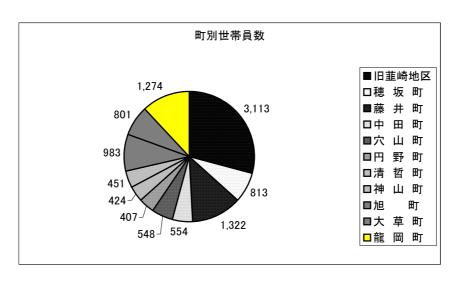


図2-2-1 町別人口・世帯数



(資料:平成12年国勢調査)

## 第3節 市街地、集落等の動向

### 1. 市街地の状況

本市の市街地は、旧韮崎地区、藤井地区などを中心に形成されているが、地形上一体的な開発ができない。

また、市街地周辺では、都市基盤の整備が脆弱なまま市街地が拡大しているため、生活環境が悪化している地区もある。

そのため、土地需要を見越した都市計画区域の用途指定の拡大を行い、秩序ある市街地形成を図っていく必要がある。

### 2. 都市計画区域の状況

本市では昭和50年に都市計画区域の用途指定地域を設定した。

その後、それぞれの用途にあった土地利用を進めるとともに、都市計画区域の拡大を 図り、現在 2,781ha となっている。

表2-3-1 地域地区の面績

(単位:ha)

地域地区	面積	地域地区	面積
第一種低層住居専用地域	12.0	準居住地域	26.0
第二種低層住居専用地域	5.8	近隣商業地域	14.0
第一種中高層住居専用地域	68.0	商業地域	13.0
第二種中高層住居専用地域	10.0	準工業地域	22.0
第一種居住地域	117.0		
第二種居住地域	32.0	合 計	319.8

(資料:建設課都市計画室)

表2-3-2 都市計画区域人口及び人口集中地区人口

人口集中地区面積	人口集中地区人口	都市計画区域人口
1.4 km²	5,047 人	23,637 人

(資料:平成12年国勢調査)

## 第4節 土地利用の状況

本市のこれまでの発展は、農地や緑地を開発することによって、住宅、工場、公共施設、道路等を建設し、都市化を進めてきたことによる。

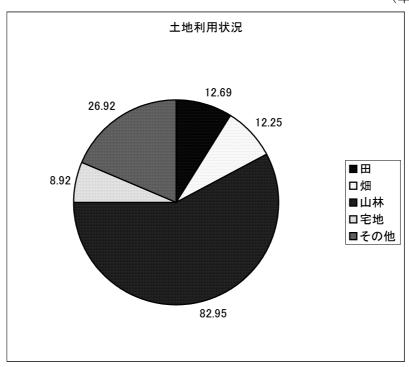
これまで、国土利用計画法、都市計画法、農地法など土地の利用に関する法令等に準拠して、区域等を設定し、それぞれの用途に沿った土地利用と計画的な都市開発を進めてきた。

しかし今日、都市計画で定めた用途地域の一部では、地形的な制約もあり住宅、工場と農業などの混在化が見られる等、土地利用のまとまりに欠ける面がある。

また、農業など第1次産業の低迷に伴い、広大な遊休地も見られるようになっている。 このような状況から、市民生活、経済活動や行政施策の展開にあたっては恵まれた自然 の保全を図りながら、地域のもつ歴史・文化などの特性を活かして土地の用途を、快適 な都市づくりに向けて効率的に進めていく必要がある。

図2-4-1 土地利用状況

(単位:ha)



(資料:平成16年度市勢ダイジェスト)

### 第5節 市の将来計画

#### 1. 市の発展の方向

本市は、市街地、田畑地域、果樹地域、山岳地域など多様な環境をもっている。この 条件を生かし、市域全体で調和のとれた発展を目指してゆく。

しかしながら、近年の社会情勢の激変と国の施策は補助金・交付金の廃止・削減や地 方交付税の改革及び税源移譲を含む税源配分の見直しからなる「三位一体改革」を進め ているところである。これら厳しい財政状況の中で限られた財源の効率的な活用を図り、 「感性豊かな躍動と市にらさき」を創りあげるため、第5次長期総合計画の後期を着実 に推進し、五つの政策体系を定めこれを実現してゆく。

- (1)美しい自然と共生する快適なまちづくり 自然を活かす環境共生社会の実現 住みよい快適な都市の実現 快適な生活を支える都市基盤の整備 安全な地域社会の実現
- (2)多彩な産業が発展するまちづくり 地域の特性を活かした農林業の展開 賑わいと活力ある商工業の展開 多彩な地域産業の育成・雇用の促進
- (3)誰もが安心できるまちづくり 健康な生活を支える保健・医療の充実 生きがいをもって暮らせる福祉社会の実現 安心のできる社会の整備
- (4)豊かな人間性とふれあいを育むまちづくり 創造と活力を生む生涯学習社会の構築 たくましさとやさしさのある児童生徒の育成 継承し創造する市民文化の醸成
- (5)市民と行政が協働するまちづくり 市民参画のまちづくり ふれあいと交流のある地域社会 効果的な行政運営

### 2. 将来人口

市は、地域の活性化を図る目的で、居住環境の充実、農業経営近代化の促進、観光推進体制の強化などの施策を進め住民の定着を図り、平成22年には市民4万人を目指してゆく。

## 表2-5-1 人口、世帯数、世帯員数の予測

(単位;人、数、人)

	人口	世帯数	世帯員数
平成16年	33,132	12,027	2.75
平成18年	35,421	12.251	2.89
平成20年	37,710	12,475	3.02
平成22年	40,000	12,700	3.15

(資料:住民基本台帳、第5次長期総合計画)

## 第6節 水質保全に関する状況等(公共水域の状況)

## 1. 公共水域測定結果

市では、公共水域の水質汚濁状況を把握するため、市内の河川の 9 箇所と事業所排水の 1 箇所に観測点を設け、水質検査を実施した(平成 16 年度実績)。

表2-6-1 平成16年度公共水域の水質検査結果

(単位: BOD, SS, DO: mg/1

大腸菌群数: MPN/100ml)

調査地点	調査日	рΗ	BOD	SS	DO	大腸菌群数
黒沢川上流	6/4	8. 1	1.3	14	9.7	24, 000
	7/ 5	7.8	1.2	15	7.9	70, 000
	9/24	8.2	0.8	11	8.6	49, 000
	11/5	8. 1	0.7	2	10.3	49, 000
	1/17	8.2	2.0	4	11.7	13, 000
	3/ 7	8. 1	1.6	2	12. 3	4, 900
藤井堰	6/ 4	8.0	1.4	20	9. 2	130, 000
	7/ 5	7. 9	1.0	8	7.9	110,000
	9/24	8.4	1.0	10	9.0	70, 000
	11/5	7. 7	0.7	3	10.5	17, 000
	1/17	7.9	1.7	2	12.4	13, 000
	3/ 7	8.0	1.2	2	13. 2	3, 300
徳島堰	7/ 5	8.4	0.6	4	9. 1	240, 000
	1/17	8.4	1.8	14	13. 4	24, 000

調査地点	調査日	рН	BOD	SS	DO	大腸菌群数
古川	6/ 4	7. 9	1. 3	16	9. 1	170, 000
	7/ 5	7. 7	1.3	17	8.5	220, 000
	9/24	8.5	1.4	10	9.0	170,000
	11/5	8.0	1. 9	19	9.8	49,000
	1/17	8.0	5. 2	8	10.8	24, 000
	3/ 7	8.3	6.8	13	12.8	33,000
割羽沢川下流	6/ 4	7. 9	1. 7	12	8.6	350, 000
	7/ 5	7.8	1.2	8	8.3	350, 000
	9/24	7.6	1.6	21	7.9	79, 000
	11/ 5	7.6	0.9	2	11.8	17, 000
	1/17	7.6	11.0	7	10.8	79, 000
	3/ 7	8.4	5. 3	5	11.8	79, 000
権現沢上流	7/ 5	7. 7	0.8	4	8. 1	110,000
	9/24	7.8	0.6	9	8.6	49, 000
	1/17	7.6	1.0	2	12.6	33, 000
権現沢下流	7/ 5	8.0	1.3	12	8.2	140, 000
	9/24	8.6	0.9	18	8.8	110,000
	1/17	7. 7	11. 2	22	12.2	17, 000
黒沢川下流	6/ 4	8.8	1.6	14	11.0	110,000
	7/ 5	8.3	1.7	22	9.3	79, 000
	9/24	8.9	1.3	13	10.8	49, 000
	11/ 5	8.4	1.4	1	12.0	24, 000
	1/17	8.2	1.4	4	12.8	33, 000
	3/ 7	8.0	1.2	3	13. 2	7, 900
割羽沢川中流	6/ 4	8.3	1.4	17	8.7	79, 000
	7/ 5	8.0	1.3	8	8.5	130, 000
	9/24	9. 1	1.6	19	8.4	170, 000
	11/ 5	7.8	0.7	3	9.8	13, 000
	1/17	8.8	2. 9	10	11.6	33, 000
	3/ 7	9. 2	3. 5	7	11.9	17, 000
御勅使工業団地排水口	6/ 4	7. 7	278.0	28	_	410
	9/24	7.4	1, 090. 0	103	_	0
	1/17	7.8	61.3	30	_	0

#### 2. 河川調査項目

#### pH(水素イオン濃度)

水の、酸性、中性、アルカリ性を表している。7付近が中性であり、酸性なほど数値は小さくアルカリ性なほど数値は大きい。河川では、夏季に水温が上昇し、日光にあたると、藻類の活動が盛んになるためアルカリ性になることがある。

## BOD(生物化学的酸素要求量)

生物によって代謝されやすい有機物を表している。河川によっては環境基準が定められていて 10 mg/l 以上になると悪臭がし、数値が高いほど汚濁が進んでいる

険水を好気性微生物が十分成育できる状態にし、20℃で暗所に 5 日間放置したとき、消費される酸素量。

#### SS(浮遊物質量)

水中に浮遊する小粒状物の総称。濁りの原因となっている物質の量を示していて、 プランクトン、生物体の死骸、破片、糞やその分解物、それに付着する微生物などの 有機物、及び汚泥などの無機物からなる。降雨、工事などの影響を受ける。

## DO (溶存酸素)

水中に溶解している酸素の量を表している。有機物で汚濁した水中では、生物化学化的酸化により溶存酸素が消費されるため、溶存酸素の濃度が低くなり、約 $2\,\mathrm{mg}/\mathrm{l}$ を下回ると悪臭が発生する。

#### 大腸菌群数

大腸菌と、それに類する細菌(大腸菌群)は、本来有害なものではないが、水中に 大腸菌群が検出されることは、その水のし尿汚染の可能性が大きくなる。

#### 3. 環境基準とまとめ

環境基本法第16条には「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる 環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維 持されることが望ましい基準」として環境基準が定められている。

次のとおり「生活環境に係わる環境基準(河川)」を表2-6-2に示す。

「公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること」を目的とした水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場から公共用水域に排出される水には排水基準が設定されている。排水基準は総理府令で定められている。さらに地域の実情に合わせるため、山梨県においても項目の上乗せ基準が設定されていて、「排水基準」を表 2 - 6 - 3 に示す。

また、近年水質汚濁の原因が、規制の係らない生活排水によるところが 70%を占めるといわれており、生活排水対策により水質が改善されることが期待できる。

環境基準及び「環境首都・山梨」つくりプランにおける評価を表2-6-4に示し、まとめとする。

## 表2-6-2 生活環境に係わる環境基準 (河川)

(単位:BOD, SS, DO:mg/1、大腸菌群 MPN/100m1)

項目	利用目的の適応性			基準	値	
		рН	BOD	SS	DO	大腸菌群数
類型						
	水道1級					
AA	自然環境保全	6.5 以上	1以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
	及びA以下	8.5 以下				
	の欄に掲げるもの					
	水道2級					
	水産1級	6.5 以上				
A	水浴		2以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
	及びB以下	8.5 以下				
	の欄に掲げるもの					
	水道3級					
В	水産2級	6.5 以上	3以下	25 以下	5以上	5,000 以下
	及びC以下	8.5 以下				
	の欄に掲げるもの					
	水産3級					
С	工業用水1級	6.5 以上	5以下	50 以下	5以上	_
	及びD以下	8.5 以下				
	の欄に掲げるもの					
	工業用水2級					
D	農業用水	6.0 以上	8以下	100以下	2以上	_
	及びE以下	8.5 以下				
	の欄に掲げるもの					
Е	工業用水3級	6.0 以上		ごみ等の浮		
			10 以下	遊が認めら	2以上	_
	環境保全	8.5 以下		れないこと		

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 水 道 3 級:前処理等を伴う高度な浄水操作をおこなうもの
- 3 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 水 産 3 級:コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 工業用2級:薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの
  - 工 業 用 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

# 表2-6-3 排水基準

(し尿処理施設・下水道終末処理施設を設置するもの。 畜産業、旅館業を除く特定事業所)

( [	アショウ	上理施設・下水道終末処理施設を 				<u> </u>
			国の排水基準	県の上野	乗せ基準 ニューニー	
		項目名	基準値	既設	新設(注 1)	単位
	1	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	_
	2	生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均 120)	60(日間平均 50)	30(日間平均 20)	mg/L
	3	化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均 120)	60(日間平均 50)	30(日間平均 20)	mg/L
生	4	浮遊物質量(SS)	200(日間平均 150)	90(日間平均 70)	50(日間平均 30)	mg/L
活	5	n-ヘキサン抽出物質含有量	5	5	5	mg/L
環		(鉱油類含有量)				
境	6	n-ヘキサン抽出物質含有量	10	10	10	mg/L
に		(動植物油脂類含有量)				
係	7	フェノール類含有量	5	1	1	mg/L
る	8	銅含有量	3	1	1	mg/L
排	9	亜鉛含有量	5	1	1	mg/L
水	10	溶解性鉄含有量	10	5	1	mg/L
基	11	溶解性マンガン含有量	10	1	1	mg/L
準	12	クロム含有量	2	1	0.5	mg/L
	13	大腸菌群数	日間平均 3,000	1,000	1,000	個/cmឺ
	14	窒素含有量	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)	mg/L
	15	リン含有量	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)	mg/L
	1	カドニウム及びその化合物	0.1	検出され	ないこと	mg/L
	2	シアン化合物	1	0	.1	mg/L
	3	有機リン化合物 (パラチオン、メチル	1	検出され	ないこと	mg/L
		パラチオン、メチルジメトン及びEP				
		Nに限る)				
有	4	鉛及びその他化合物	0.1	0	.1	mg/L
害	5	六価クロム化合物	0.5	0.	05	mg/L
物	6	ヒ素及びその化合物	0.1	0.	05	mg/L
質	7	水銀及びアルキル水銀	0.005	0.0	005	mg/L
に		その他の水銀化合物				
係	8	アルキル水銀	検出されなこと	検出され	ないこと	mg/L
る	9	PCB	0.003	0.0	003	mg/L
排	10	トリクロロエチレン	0.3	0	.3	mg/L
水	11	テトラクロロエチレン	0.1	0	.1	mg/L
基	12	ジクロロメタン	0.2	0	.2	mg/L
準	13	テトラクロロメタン	0.02	0.	02	mg/L
	14	1. 2-ジクロロエタン	0.04	0.	04	mg/L
	15	1. 1-ジクロロエチレン	0.2	0	.2	mg/L
	16	シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4	0	.4	mg/L
	17	1. 1. 1ートリクロロエタン	3		3	mg/L

		国の排水基準	県の上乗	きせ基準	
	項目名	基準値	既設	新設(注 1)	単位
18	1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06	0.06		mg/L
19	1. 3ージクロロプロペン	0.02	0.0	)2	mg/L
20	チウラム	0.06	0.0	06	mg/L
21	シマジン	0.03	0.0	)3	mg/L
22	チオペンカルプ	0.2	0.	2	mg/L
23	ベンゼン	0.1	0.	1	mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1	0.1		mg/L
25	ホウ素及びその化合物	10	10		mg/L
26	フッ素及びその化合物	8	5(排水量 20t/日以	1(排水量 20t/日	mg/L
			上)	以上)	
			8 (排水量 2	20t/日未満)	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜	100	100		mg/L
	硝酸化合物				
			8 (排水量 20t/日未満)		
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜	100	10	00	mg/L
	硝酸化合物				

- (注1):新設とは、昭和50年8月1日の後において特定施設が設置される工場又は事業場をいう。
- ① 生活環境にかかる排水基準No.1~15 までは 1日当たりの平均的排水量が 20t 以上の事業場について適用する。
  - p Hについては 20t 未満であっても適用する。
- ② 生物化学的酸素要求量に係る排水は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。
- ③ 窒素又はリンの含有量は環境長官が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水について適用する。

[窒素:精進湖、津久井湖(道志川水系)、相模湖(桂川・秋山川水系)]

[リン: 荒川ダム、千代田湖、広瀬ダム、富士五湖、雨畑湖、天子湖、大門ダム、塩川ダム、 津久井湖(道志川水系)、相模湖(桂川・秋山川水系)、奥多摩湖 (多摩川・小菅川水系)]

表2-6-4 環境基準及び「環境首都・山梨」つくりプランにおける評価

	国指定	「環境首都・山梨つく	りプラン環境目標値
	環境基準A類型	都市部	農村部
	(富士川:塩川から笛吹	BOD 年平均 5 mg/L	BOD 年平均 3 mg/L
	川合流点まで)		
徳島堰	適合		適合
古川	不適合		適合
割羽沢川	不適合		不適合

	国指定	「環境首都・山梨つく	りプラン環境目標値
	環境基準C類型	都市部	農村部
	(黒沢川:塩川に合流す	BOD 年平均 5 mg/L	BOD 年平均 3 mg/L
	るもの全域)		
黒沢川	適合	適合	
藤井堰	適合	適合	
権現沢川	適合		不適合

## 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 基本方針

#### 1. 基本理念、目標

ごみ処理は、ごみを速やかに生活圏から排除し、安定化・無害化することを目的とするもので、住民の日常生活に深いつながりをもち、快適な生活環境を保全するうえで最も基本的な役割を担っている。

このごみ処理を取り巻く状況は近年、特に大きく変化している。物の大量生産・大量 消費によってごみの量の増加や処理の困難、有害なものが排出されるようになり、従来 の焼却・埋立の処理方法だけでは安全で安定した処理が困難で、ごみ処理もこれに対応 した転換が求められている。

一方、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境問題が大きく取り上げられ、地球にやさしい暮らし、環境保全を考慮した地域づくりの推進、大量消費、使い捨て文化の見直しが求められている。

これからは、一人一人が環境問題に対する自らの責任を真摯に受けとめ、生活に中で生産、消費、廃棄という一元的な物の流れから脱却し、「循環型社会の構築」を基本理念するとともに、新たなごみ処理の枠組みを形成し、行政・市民・事業者が一体となって、ごみの減量化・資源化、適正処理を推進し、健全で安全な地域の生活環境を保全してゆくことを目標とする。

#### 2. 基本方針

本市の社会情勢の変化に伴い増大し、多様化するごみの処理について円滑で衛生的・ 効率的な処理を行うため次の3項目を基本方針とする。

(1)ごみの減量化・資源化の推進

大量生産、大量消費の生活様式を変革する「意識改革」、4R(ごみの発生抑制[リデュース]、再使用[リユース]、再資源化[リサイクル]、拒否[リフューズ])を促進し循環型社会の構築を目指す。

(2)ごみの収集・運搬体制の整備

日頃及び災害時のごみの分別、適正排出(決められた日のきまられた時間までに収集できるごみ)の整備を目指す。

(3)行政・市民・事業者との協力体制の確立

関係団体等との調整・協力体制確立のため行政・市民・事業者の連携をし、ごみの減量化、再資源化の強化を図る。

## 第2節 目標年次

本市のごみ処理基本計画における目標年次を平成22年度とする。 また、社会情勢と諸条件に大きな変動があった場合見直しを行うものとする。

### 第3節 ごみの排出状況と将来

#### 1. ごみ処理の現況

(1)ごみ処理の経緯

昭和57年4月 峡北広域行政事務組合(ごみ処理は、韮崎市、北社市、甲斐市(旧竜 王町を除く)が設立される。

> 峡北広域環境衛生センター (エコパークたつおか)を設置し、ごみを 却施設 (機械化バッチ式焼却炉 (50t/8h)) 竣工する。

昭和58年3月 不燃・粗大ごみ処理施設(30t/5h)竣工する。

平成 4年4月 資源ごみ (新聞紙、ダンボール、雑誌、コピー用紙等) 分別収集とコンポスト購入費補助金交付制度を開始する。

平成8年4月 生ごみ処理機購入費補助金交付制度を開始する。

平成15年3月 新可燃施設(可燃粗大も含む、熱分解・焼却溶融施設(キルン式ガス 化溶融炉)、160t/24h(80t/24h×2炉)、全連続式)竣工する。

平成18年1月 新不燃施設(リサイクルプラザ)竣工予定

#### (2)ごみ処理・処分体制

①排出

#### 《家庭系ごみ》

生ごみは各家庭で生ごみ処理機やコンポストにより処理をされていて、ごみの減量化を推進している。

また、生ごみ処理機やコンポストの購入について補助制度を実施している。 《事業系ごみ》

事業者の責任において、ごみの減量化を推進している。

#### ②**収集**•運搬

### 《家庭系ごみ》

各家庭が可燃ごみ、不燃ごみ、粗大(可燃・不燃)ごみ、資源物ごみに分別して排出し、市が業者に委託して収集している。

資源物ごみは、古紙類 (ダンボール、新聞紙、雑誌、チラシ、牛乳パック、 その他雑紙、古着)、ガラスビン (透明、茶色、その他)、ペットボトル、飲用 缶 (スチール、アルミ)、プラスチック製白色トレイを収集している。

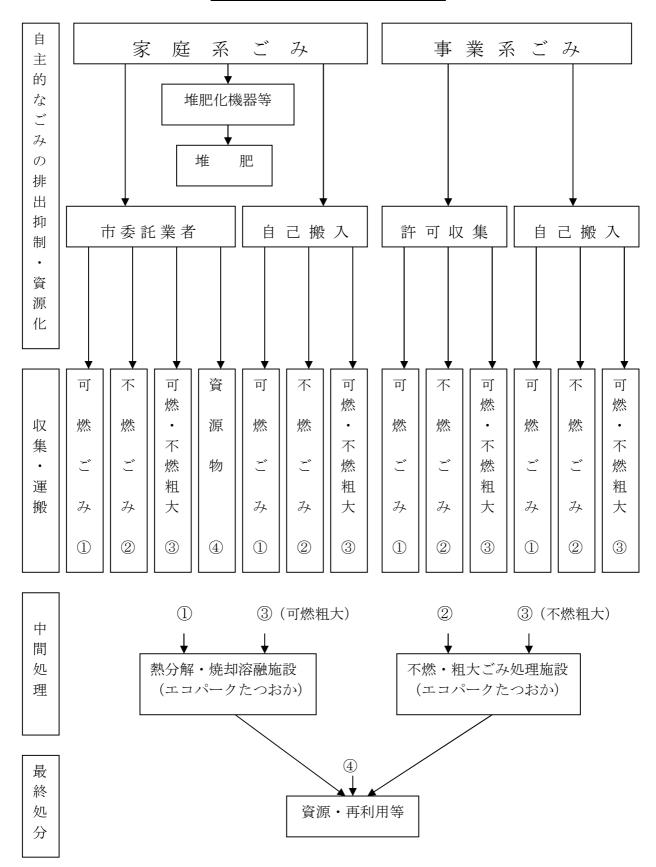
また、自己搬入を2回/月(第2・4土曜日)、市民が直接エコパークたつ おかへ無料で持ち込める日を設けている。

なお、蛍光灯・乾電池も分別収集している。

### 《事業系ごみ》

事業所のごみについては、市では収集しておらず、事業者が許可業者(市が許可した業者)に収集運搬を委託したり、事業者自身がエコパークたつおかに搬入している。

図3-3-1 ごみ処理・処分体制



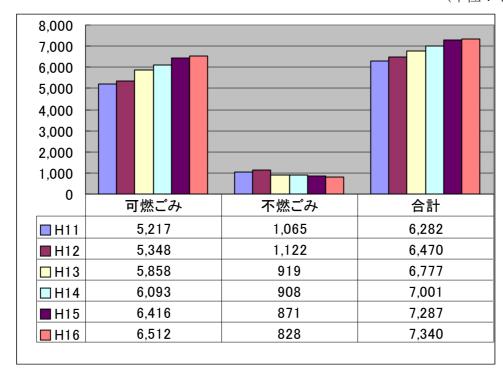
#### (3)ごみ処理と経費の状況

一般家庭ごみの排出動向は、可燃ごみは毎年増加していて、ここ数年で 1,000 トンあまり増加した。一方不燃ごみ僅かであるが毎年微減している。

平成 16 年の可燃ごみは 6,512 トン、不燃ごみは 828 トンであり昨年の一般家庭ご みの総量を比較すると 0.7%増加しているが、増加量は圧縮されつつある。

図3-3-1 一般家庭ごみ市収集量

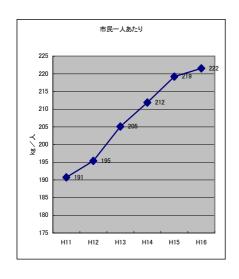
(単位:トン)

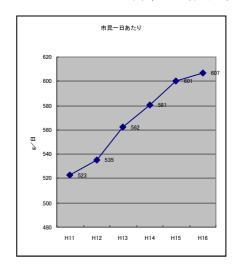


一般家庭ごみの市民一人あたり、市民一日あたり(ただし一年を 365 日と換算)排出量は、図3-3-2のとおりであり、それぞれ増加傾向にあるが、その増加量は圧縮されつつある。

図3-3-2 市民一人あたり、一日あたりごみ排出量

(単位:kg/人、g/人)





一般家庭ごみの処理料(峡北広域行政事務組合(一般・特別)負担金と塵芥収集委託料)は年々増加傾向にある。峡北広域行政事務組合(一般)負担金と塵芥収集委託料は増加、峡北広域行政事務組合(特別)負担金は、その年により増減していて、次に述べる一人あたりの費用、処理費用、負担費用を律速している。

図3-3-3 一般家庭ごみ処理料

(単位:千円)

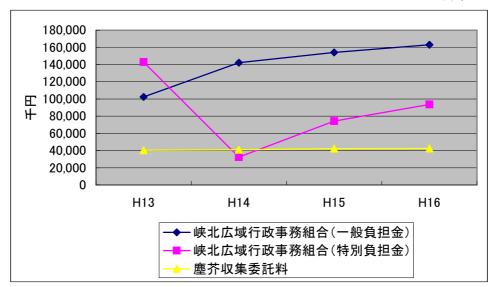
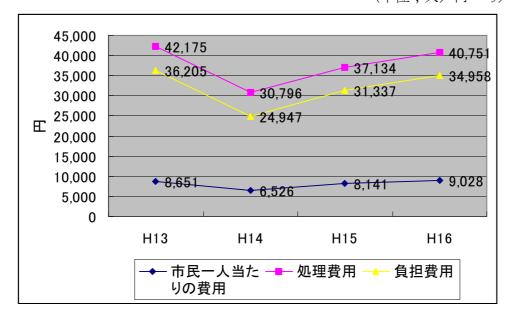


図3-3-4 市民一人、処理量、負担金あたり費用

(単位;人/円・トン/円)



## (4)資源物(ごみ)収集量と経費の状況

資源物収集量は、平成 16 年度でみると 1,240 トンで平成 15 年度と比較すると品目により上下するが総量では 2.5%増加し、分別収集が地域で定着してきていることが考えられる。近年の状況は図 3-4-1 に示す。

図3-4-1 資源物品目別の収集状況

(単位:kg)

